平成２５年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番３号　山元マンション302号
債務者　若林　敏也
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番11―35号
債務者　元田　美子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山形県鶴岡市道形町６番53号　加藤ビル202
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４１号
山形県東田川郡庄内町清川字下川原13番地３
債務者　佐藤　千佳
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第５５号
福島県会津若松市西七日町８番25号　ネオハイツ西七日町Ａ―103、前住所福島県会津若松市橋本１丁目３番56号　ＫｅＹａＫｉ21―103号
債務者　菅野奈津子（旧姓星）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
静岡県富士市五貫島108番地の２　グランドール靖国205号
債務者　杉山　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５８号
大阪府岸和田市春木旭町36番13号トリヴァン加守田105号、前住所大阪府岸和田市春木旭町19番２号
債務者　榊原　秀作
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
大阪府岸和田市池尻町73番地　グリーンコーポ川中105号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番18号
債務者　榊原　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
大阪府泉大津市助松町１丁目12番11号
債務者　札野伊佐雄
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
大阪府泉大津市寿町10番28号
債務者　徳留　涼子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
大阪府岸和田市小松里町1052番地ツインハイツＡ―101号
債務者　松浦　美紀
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目７番17号、前住所大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目８番25号ハイムアーバニティ102
債務者　堀　美保子（旧姓内藺）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
大阪府岸和田市上松町665番地の１、前住所大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目18番３号
債務者　大山　英治
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
大阪府岸和田市上松町665番地の１、前住所大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目18番３号
債務者　大山なつみ
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
大阪府和泉市府中町１丁目８番３号和泉ショッピングセンタービル409、前住所大阪府和泉市観音寺町534番地の１セルサス和泉306
債務者　橋村　貞子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
大阪府岸和田市小松里町1153番地の２　市営住宅531号、前住所大阪府岸和田市小松里町1200番地　市営住宅132号
債務者　木原　知美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
大阪府泉大津市森町２丁目20番３号ヴィラフォレストＡ―203
債務者　元木　久美（旧姓西川・横田）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係